

計量の対象	地下水 上流	地下水 下流	基準値 (参考)	単位	計量の 方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 第 59 号付表 2 ガスクロマトグラフ法
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 第 59 号付表 1 還元気化原子吸光法
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法
鉛	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54.2 電気加熱原子吸光法
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2.4 I C P 発光分光分析法
砒素	0.001 未満	0.001	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法
全シアン	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出され ないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 4-ピリ ジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 第 59 号付表 3 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガス クロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.04 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.006 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号付表 4 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号付表 5 第 1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガス クロマトグラフ質量分析法
セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号付表 7 第 3 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法
クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号付表 第 2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法

備 考

- ・採取状況 ・地下水 上流：水温 4.8℃、透視度 30 度以上 ・地下水 下流：水温 11.8℃、透視度 30 度以上
- ・基準値は、昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。